

# 就学援助よくある質問

## ◆ 申込みについて

### Q1 申込書はどこでもらえますか？

A 府中市立 小・中学校または学務保健課(市役所本庁舎3階)で配布いたします。  
または、府中市ホームページにてダウンロードすることも可能です。

### Q2 申込みはどこでできますか？

A 府中市立 小・中学校または学務保健課で受け付けています。  
※国・都・私立学校や市外の公立学校に在籍する方は、学務保健課で受け付けます。(郵送可)

### Q3 兄妹がいる場合はそれぞれで申込みが必要ですか？

A 必要ありません。申込書は世帯につき1枚を提出してください。

### Q4 申込みは毎年必要ですか？

A 必要です。前年度に認定になっている方であっても、就学援助は自動継続されませんので、毎年申込みをする必要があります。また、入学準備金の事前支給を受けた方も、給食費等の援助を希望する場合は、就学援助の申込みが必要となります。(申込開始は毎年4月です)

### Q5 申込書以外に必要な書類はありますか？

A 申請理由によって、必要な書類があります。詳しくは「お申込み時に必要な証明書類(申込書紙面または府中市ホームページに掲載)」をご確認ください。

### Q6 収入(所得)が基準内かどうかわかりません。どうすればいいですか？

A モデルケースをご確認いただき、収入(所得)の合計が基準額に近い場合は、申込みすることをおすすめしております。判断に迷う場合は、学務保健課へご相談ください。

【注記】 ※モデルケースは申込書紙面または府中市ホームページをご確認ください。

### Q7 収入審査のために、課税(非課税)証明書を必ず提出しますか？

A 1月1日現在の住所が府中市の方は、課税(非課税)証明書の提出は不要です。  
1月1日現在の住所が市外の方(1月2日以降に府中市に転入した方等)は、課税(非課税)証明書の提出が必要です。

【注記】

※最新の証明書は1月1日に住民登録のあった自治体で毎年6月頃に発行可。

※証明書の発行には手数料(自己負担)がかかります。

## Q8 4月末までにすべての必要書類が用意できません。どうすればいいですか？

- A 全ての書類がそろわない場合でも、申込書だけは4月中に提出してください。  
申込書以外の必要書類については、整い次第、すみやかに提出をお願いします。  
なお、審査に必要な書類が不足している場合は、書類の提出を求めることがあります。

## Q9 4月を過ぎてしまいましたが、今からでも申込みはできますか？

- A 5月1日以降も申込みは受け付けておりますが、申請日を基準に認定日を決定いたします。  
申請より前の月にさかのぼって認定することはできませんので、早めに申込みしてください。  
なお、申込みは翌年2月末日まで受け付けしています。

## Q10 他市から引っ越してきました。引っ越し前は就学援助を受けていましたが、あらためて申込みは必要ですか？

- A 必要です。市区町村によって認定基準や支給項目が一部異なります。そのため、府中市で就学援助を受けるためには府中市で再度申込みしてください。

## Q11 特別支援学級に在籍していますが申込みできますか？

- A 申込みできます。また、審査基準や支給項目、支給金額に違いはありません。  
【注記】※「特別支援学校」に在籍するお子さんは、就学援助制度の対象外です。

## Q12 申込みのあとに世帯の状況が変わりました。何か手続きは必要ですか？

- A 世帯員の変更や転居・転校等、状況が変化した場合には再申請が必要となることがあります。  
詳しくは学務保健課までお問い合わせください。

## ◆審査について

### Q1 4月に申込みしましたが、審査結果はいつ分かりますか？

- A 7月上旬(予定)に申請者宛てに郵送で通知します。

### Q2 いつの収入(所得)が審査の対象になりますか？

- A 前年の1月から12月までの収入(所得)で審査します。

### Q3 だれの収入(所得)が審査の対象になりますか？

- A 原則、お子さんと住民票が同じ方を同一世帯とし、同一世帯全員の収入(所得)の合計で審査します。ただし、住民票が異なる場合でも、単身赴任等で生計を同じくしている場合は、同一世帯として審査します。

#### **Q4 収入がなかった世帯員は審査の対象になりますか？**

A 専業主婦の方など、収入がない方についても審査の対象となります。

収入が全くなかった方(被扶養者除く)は、市民税課で「収入がなかったことの申告」をしてください。

#### **Q5 離婚調停中の配偶者がいますが、同一世帯として審査の対象になりますか？**

A 離婚調停中や裁判中であることが確認できる書類(裁判所からの文書、事件係属証明書など)があれば、別の世帯とみなせる場合があります。詳しくは学務保健課までお問い合わせください。

#### **Q6 審査結果は否認定でしたが、年度途中で家計が急変した場合は再度申込み できますか？**

A 年度途中で失業や離婚等により家計が急変した方は、再申請できる場合があります。

詳しくは学務保健課までお問い合わせください。

### **◆支給について**

#### **Q1 援助費の支給日はいつですか？**

A 支給は年4回となっており、7月・10月・翌1月・3月の末日(予定)です。(一部費目を除く)

#### **Q2 修学旅行の費用を事前に支給してもらえますか？**

A 事前支給はしていません。自然教室や修学旅行の費用は、行事の後に学校での精算処理を終えたうえで、実際にかかった費用を支給します。

### **◆その他**

#### **Q1 4月に申請したはずなのに援助費が支給されません。申込控えなどは手元に ありませんが、さかのぼって4月分から支給してもらえますか？**

A 申込控えがないと申し込んだことの証明ができないため、さかのぼっての支給はできません。

申込みの際は、申込書を提出した窓口から申込控えを必ず受け取り、認定結果の通知が届くまで大切に保管してください。